

ヘッドライトテスターを使用した 前照灯検査(ロービーム車検)について

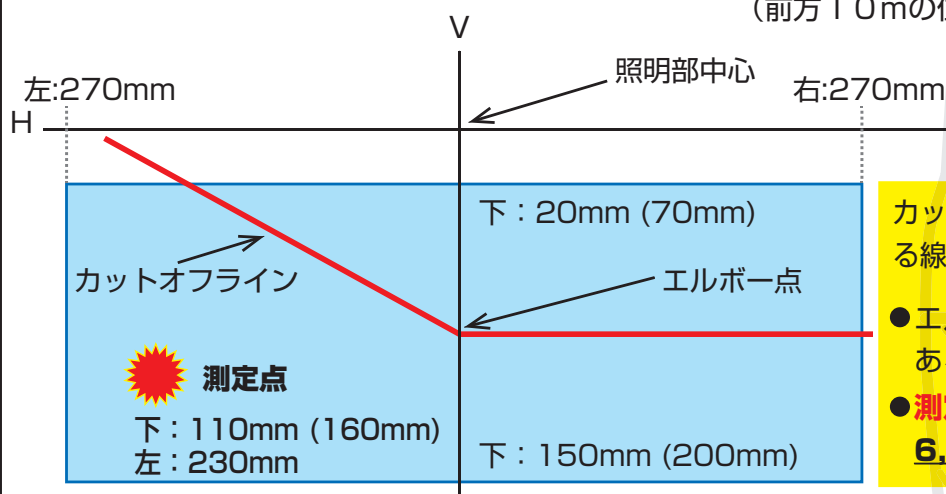
平成10年(1998年)9月1日以降に製作された車両(二輪車等を除く*)は原則として、
すれ違い用前照灯(ロービーム)による検査(車検)が実施されます。

※平成10年(1998年)8月31日以前に製作された車両は、従来通り走行用前照灯(ハイビーム)による検査(車検)となります。

ロービーム すれ違い用前照灯

平成10年(1998年)9月1日以降に製作された車両

カットオフを有するすれ違い用前照灯の判定値
(前方10mの位置におけるエルボー点の位置)



カットオフライン(光の明部と暗部を分ける線)を有するすれ違い用前照灯の場合、

- エルボー点が規定の範囲内(四角内)にあること。
- 測定点における光度が1灯につき**6,400cd**以上であること。

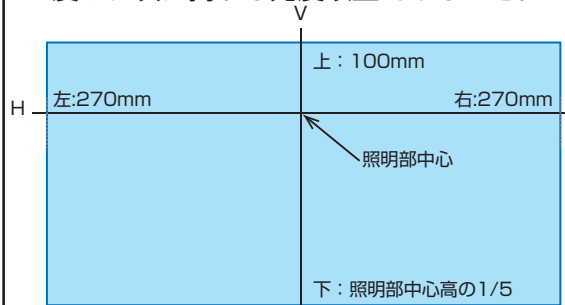
注意:(mm)は照明部の中心の高さが1mを超える場合。参考:カットオフラインの標準位置は下100mm。

*二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、最高速度20km/h未満の自動車及び被牽引自動車を除きます。

※カットオフラインが確認できない自動車などのロービーム計測については経過措置が終了し、
令和8年(2026年)8月1日より、平成10年(1998年)9月1日以降に製作された車両は全車
すれ違い用前照灯(ロービーム)による検査に移行となりました。

ハイビーム 走行用前照灯

最高光度点が、規定の範囲内(四角内)にあり、走行用前照灯の最高光度点における光度が、次に掲げる光度以上であること。



走行用前照灯の判定値
(前方10mの位置における最高光度点の位置)

平成10年(1998年)8月31日以前に製作された車両

- 四灯式以外で、すれ違い用前照灯(ロービーム)が同時に点灯しない構造のものは、1灯につき**15,000 cd**以上。
- 四灯式以外で、すれ違い用前照灯(ロービーム)が同時に点灯する構造のものは、1灯につき**12,000 cd**以上。
12,000 cdに満たない場合は同時に点灯する、すれ違い用前照灯(ロービーム)との光度の和が**15,000 cd**以上でもよい。
- 四灯式のものは、主走行ビーム(ハイビーム)の光度が1灯につき**12,000 cd**以上、又は他の走行用前照灯との光度の和が**15,000 cd**以上。
- 走行用前照灯(ハイビーム)の最高光度の合計は、**430,000 cd**を超えないこと。

参考資料・引用:国土交通省・自動車技術総合機構・軽自動車検査協会 公開資料より。

※各地域ブロック・また車検審査時の判断により上記内容が適用されない場合があります。※令和8年(2026年)8月時点の法規を基に掲載しております。